

令和3・4年度一関市営建設関連業務（測量・建設コンサルタント等）入札参加資格審査申請取扱要領

（趣旨）

第1 この要領は、一関市が行う一関市営建設関連業務（測量・建設コンサルタント等）入札参加資格審査申請（以下「入札参加資格審査申請」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（参加資格）

第2 入札参加資格審査申請を行うために必要な資格は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 令和3年1月1日の直前2年以内の事業（営業）年度において、入札に参加を希望する建設関連業務についての業務履行実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 市税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（提出書類）

第3 入札参加資格審査申請をしようとする者は、別表1の書類を提出しなければならない。なお、提出書類は、令和3・4年度一関市営建設関連業務（測量・建設コンサルタント等）入札参加資格審査申請書等作成説明書に基づき作成することとする。

（提出書類の受付期間及び受付時間）

第4 第3に規定する提出書類の受付期間は、令和3年2月1日から同年2月26日までとする。ただし、日曜日、土曜日及び一関市の休日に関する条例（平成17年一関市条例第2号。以下「市の休日」という。）に規定する日を除く。

2 前項の受付期間に書類を提出しなかった者は、令和3年7月1日から令和4年12月28日までの間に、書類を提出することができる。ただし、日曜日、土曜日及び市の休日を除く。

3 前2項に規定する受付期間の受付時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時から正午まで
- (2) 午後1時から午後5時まで

（提出書類の提出先等）

第5 提出書類の提出先等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 提出先 総務部総務課契約係
- (2) 提出方法 持参又は郵送（受付期間内必着）
- (3) 受付票 郵送により提出書類を提出する者のうち受付票の交付を希望する者は、返信用はがき又は封筒に切手を貼付し、同封すること。

（各種コンサルタント業者の等級別区分と営業所要件等）

第6 建設業者登録台帳登載者（以下「資格者」という。）のうち、等級別に区分（格付）する対象者は、建築関係建設コンサルタント業務については、資格者のうち岩手県内に本社を有する者とし、建築関係建設コンサルタント業務以外については、一関市内に本社を有する者及び平成31・32（令和元・2）年度に格付けした市内に営業所を有する者のうち、営業所要件を満たす者とする。なお、準市内本社を除く市内に営業所を有する者については、入札参加を希望する業種を建築関係建設コンサルタント業務を除き2業種までとし、入札参加資格審査申請の登録状況により必要に応じて等級別に区分を行うこととする。

(1) 各種コンサルタント業者の等級別区分と資格技術者要件

資格者を建設関連業務の種類ごとに区分する等級及び資格技術者要件は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| ア 建築関係建設コンサルタント業務 | A級は1級建築士3人以上
B級は1級建築士1人以上 |
| イ 測量 | 等級別区分なし |
| ウ 土木関係建設コンサルタント業務 | 等級別区分なし |
| エ 地質調査業務 | 等級別区分なし |
| オ 補償関係コンサルタント業務 | 等級別区分なし |

(2) 各種コンサルタント業者の本社又は営業所の所在地区区分

本社又は営業所の所在地区区分は、次のとおりとする。

- ア I種 一関市内に本社を有する者
- イ II種-1 平泉町内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者
- ウ II種-2 III種及びIV種のうち、次の要件を満たす者（「準市内本社」という。）
 - (ア) 一関市民及び平泉町民の常勤雇用者を3名以上有すること。
 - (イ) 一関市内に営業所を設置後、10年以上経過していること
- エ III種 岩手県内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者

オ IV種 岩手県外に本社を有し、一関市内に営業所を有する者

(3) 各種コンサルタント業者の営業所要件

営業所要件は、次のとおりとする。

ア 常時請負契約を締結する事務所として、入札、契約締結等に関する権限を委任されていること。

イ 事務所など営業を行う場所を有し、電話、机などの什器備品を備えていること。

ウ 独立した事務室を有すること。

エ 技術者(建設業法第7条に定める営業所専任技術者を含む。)が2人以上配置され、常駐していること。

オ 一関市へ法人等設立設置申告をしてから3年以上経過していること。

カ 一関市税の滞納がないこと。

(資格者の有効期間)

第7 資格者の有効期間は、第4第1項の期間内に審査が完了した者にあつては令和3年7月1日から令和5年6月30日までとし、第4第2項の期間内に審査が完了した者にあつては審査完了の日から令和5年6月30日までとする。

(登録の変更)

第8 資格者は、申請した事項に変更が生じたときは、その事由を証する書面等を添付して変更届を提出しなければならない。

(資格の喪失)

第9 資格者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当した場合は、資格を失うものとする。資格を失った後で、改めて一関市営建設関連業務の入札に参加を希望する場合は、資格を有した後に再度申請書を提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和2年12月23日から施行する。

別表1 (第3関係)

番号	提出書類	提出者
1	一関市営建設関連業務(測量・建設コンサルタント等)入札参加資格 審査申請書(様式第1号)	全申請者
2	(様式第1号(その2))	全申請者
3	営業所一覧表(様式第2号)	全申請者
4	業態調書(様式第3号)	全申請者
5	直前2年の実績高表(様式第4号)	全申請者
6	測量等実績調書(様式第5号)	該当者
7	技術者経歴書(様式第6号)	該当者
8	技術者が保有する資格証明書の写し	該当者
9	登記事項証明書(個人にあつては身分証明書)	全申請者
10	印鑑証明書(個人にあつては印鑑登録証明書)	全申請者
11	委任状(様式第7号)	該当者
12	使用印鑑届(様式第8号)	該当者
13	営業に関する登録証明書	全申請者
14	財務諸表(個人にあつては収支計算に関する書類)	全申請者
15	納税証明書 ①一関市税分	該当者
	②国税分(その3の2又はその3の3)	該当者